



栃木県公報

令和8(2026)年
2月13日(金)
第679号

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	89
○同	90
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更	90
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退	91
○予定保安林	91
○遊漁規則の変更	91
○道路の区域の変更	94
○都市計画の変更及び図書の縦覧	94

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	95
○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要	96
○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要	97
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	97

正 誤

○令和5(2023)年号外第1号中	97
-------------------	----

告 示

栃木県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	担 当 す る 医 療 の 種 類
医療法人社団東仁会 グリーンタウンクリニック	下野市祇園2-3-2	医療法人社団 東仁会 理事長 多川 齊	令 和 7 (2025) 年 12月 1日	育成医療及び 更生医療	腎臓

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
まつやドラッグ調	大田原市中央1-3-15	株式会社まつや薬局	令和8(2026)年	育成医療及び

剤薬局	トコトコ大田原内1階	代表取締役 松本 寿広	2月1日	更生医療
-----	------------	----------------	------	------

栃木県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
好生医院	栃木市倭町2-25	石塚 毅彦	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療
ブルーベリー薬局	宇都宮市西川田町510-7	エムシー関東株式会社 代表取締役 植竹 一雅	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療
さかえ薬局	下野市石橋550-1	有限会社メディカ 代表取締役 増山 玲子	令和7(2025)年12月1日	精神通院医療
ともえ町薬局	足利市巴町2541	株式会社巴 代表取締役 大豆生田 実	令和8(2026)年1月1日	精神通院医療
天狗薬局 足利店	足利市山下町2459 レジデンスシュードー101	株式会社寶輪会 代表取締役 野口 裕子	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療
メープル薬局 益子西店	芳賀郡益子町塙301-2	株式会社市山 代表取締役 石橋 弘忠	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療
カケル薬局 大谷店	宇都宮市大谷町1307-8	株式会社市山 代表取締役 石橋 弘忠	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療
たいよう本舗アースナース	宇都宮市鶴田町1973-18	パルエイド株式会社 代表取締役 龍福 直啓	令和8(2026)年2月1日	精神通院医療

栃木県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
訪問看護ステーションらしさ小山	小山市八幡町2-12-26 ヤマジビル301号室	株式会社Total support belief	令和7(2025)年12月1日	精神通院医療

(小山市八幡町2-397-4 ヤマジビル301)	e f 代表取締役 佐々木 有希子		
--------------------------	-------------------------	--	--

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	辞 退 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
朝倉町よしだクリニック	足利市朝倉町3-15-19	吉田 真貴	令和8(2026)年3月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第103号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市川上字葎483、484-1、484-2、485、486、488、字西ノ入514、516、字川上700

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 漁業権者の住所及び名称

大田原市桧木沢1033番地

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

2 漁業権の免許番号

内共第1号、内共第2号及び内共第26号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則
(令和6年栃木県告示第66号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(禁止区域等)			(禁止区域等)		
漁具及び漁法	区 域	期 間	漁具及び漁法	区 域	期 間
略	略	略	略	略	略
投網	<p>1 那珂川</p> <p>(1) 大田原市湯殿大橋から<u>黒羽橋までの本流及びその支流</u>（亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川）余笠川合流点より上流の本流及びその支流（高野川、なら沢川、湯川（那須町大字高久蕪中地先で那珂川と合流）、高雄股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、湯川（那須塙原市板室字塙沢地先で那珂川と合流）、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、矢沢川、大川、刑部沢川、コブキ沢川、大沢川、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川（那須塙原市三斗小屋地先で那珂川と合流）、峠沢川及び赤岩沢川）</p> <p>(2) <u>若鮎大橋から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域</u></p> <p>(3) 那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>1 那珂川</p> <p>(1) 大田原市湯殿大橋から<u>上流</u>の本流及びその支流（亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、<u>高野川、なら沢川、湯川（那須町大字高久蕪中地先で那珂川と合流）、高雄股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、湯川（那須塙原市板室字塙沢地先で那珂川と合流）、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、矢沢川、大川、刑部沢川、コブキ沢川、大沢川、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川（那須塙原市三斗小屋地先で那珂川と合流）、峠沢川及び赤岩沢川）</u></p> <p>(2) <u>新那珂橋跡から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域</u></p> <p>(3) 那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>2～4 略</p>

	5 内川 さくら市鷺宿大橋（県道48号線）から上流の本流及びその支流（江川、塙原川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川及び木ノ芽沢川） 6～7 略 8 篠川 — — 那須塩原市高阿津堰から上流の区域及びその支流（唐滝沢川、野沢川、清水川、下戸倉沢川及び上戸倉沢川） 9～13 略 14 黒川 (1) 那須町芦野黒川橋から簾鉢橋までの区域及びその支流（板敷川） (2) 東北本線下流水原地内大昭橋から上流の区域 15～16 略 略		5 内川 さくら市八竜神堰 —から上流の本流及びその支流（江川、塙原川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川及び木ノ芽沢川） 6～7 略 8 篠川 (1) 那珂川町淨法寺橋から上流小種島大橋に至る区域 (2) 那須塩原市高阿津堰から上流の区域及びその支流（唐滝沢川、野沢川、清水川、下戸倉沢川及び上戸倉沢川） 9～13 略 14 黒川 — 那須町芦野黒川橋から上流の本流及びその支流（板敷川） — 15～16 略 略	
やす突 ～全漁 法	略	略	略	略
2 略			2 略	
	(遊漁料の額及び納付方法)		(遊漁料の額及び納付方法)	
第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。			第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。	
略			略	
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。			2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。	
未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料（中学校生徒にあっては、投網による遊漁をする場合を除く。）		未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料（中学校生徒にあっては、投網による遊漁をする場合を除く。）
女性、 <u>　</u> 障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に	前項に規定する遊漁料の1／2に相当する額		女性 <u>及び</u> 障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に	前項に規定する遊漁料の1／2に相当する額

限る。) 及び18歳以下

限る。)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8(2026)年2月13日

(農村振興課)

栃木県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和8(2026)年2月13日から同年3月16日まで一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
3	前	下都賀郡壬生町大字七ツ石678-1 から 鹿沼市北赤塚町98-3 まで	6.2 ~ 21.1	327.0	
	後	下都賀郡壬生町大字七ツ石678-1 から 鹿沼市北赤塚町98-3 まで	13.8 ~ 21.1	327.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 山久保平ヶ崎線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
150	前	日光市千本木932から 日光市平ヶ崎684-1 まで	12.4 ~ 53.2	118.8	
	後	日光市千本木932から 日光市平ヶ崎684-1 まで	8.7 ~ 15.5	118.8	

(道路保全課)

栃木県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画道路3・3・901号おもちゃのまち下古山線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

壬生町おもちゃのまち一丁目及び大字壬生丁字六美の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市政策課

(都市政策課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和8(2026)年6月15日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

I

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ペイシアSCさくら氏家店

さくら市氏家字西原718番4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ペイシア

群馬県前橋市亀里町900番地

外1者

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 土屋 嘉雄 群馬県前橋市亀里町900番地 外1者	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地 外1者	平成28(2016)年 1月1日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 土屋 嘉雄 群馬県前橋市亀里町900番地 外2者	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地 外2者	平成18(2006)年 12月18日

4 届出年月日

令和8(2026)年2月2日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

II

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ペイシア益子店

芳賀郡益子町七井中央10-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ペイシア

群馬県前橋市亀里町900番地

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 橋本 浩英 群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地	令和4(2022)年7月4日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 橋本 浩英 群馬県前橋市亀里町900番地 外1者	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地 外2者	平成20(2008)年9月6日

4 届出年月日

令和8(2026)年2月2日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

III

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ペイシア烏山店

那須烏山市城東字1880番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ペイシア

群馬県前橋市亀里町900番地

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 土屋 嘉雄 群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地	令和4(2022)年7月4日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ペイシア 代表取締役 土屋 嘉雄 群馬県前橋市亀里町900番地 外4者	株式会社ペイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町900番地 外2者	平成18(2006)年9月26日

4 届出年月日

令和8(2026)年2月2日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和8(2026)年3月13日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワー矢板店

矢板市富田字三斗蒔144番 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
矢板市	意見なし

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和8(2026)年3月13日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワー矢板店

矢板市富田字三斗蒔144番 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和8(2026)年2月13日

栃木県知事 福田富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和7(2025)年12月4日	遠藤 明	栃木市本町13-18

(会計局会計管理課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和5 (2023)年 号外第1号	2	10	令和13年3月31日	令和12年3月31日
		16~22	令和7年3月31日まで 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで 令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで 令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	令和6年3月31日まで 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで 令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで 令和10年4月1日から 令和12年3月31日まで